

新たな学校づくり・社会教育施設づくり
推進計画

【学校施設整備基本構想編】

(骨子案)

目 次

第1章 背景と目的	4
1. 国の政策動向について	4
(1) 学校での教育活動に関する政策動向について	4
(2) 学校規模に関する政策動向について	4
(3) 学校施設に関する政策動向について	4
2. 学校を取り巻く環境変化について	6
(1) 日野市立学校の児童・生徒数の見通しについて	6
(2) 日野市立学校施設の老朽化・バリアフリー対応について	8
(3) 公共施設マネジメントに関する取り組みについて	9
3. 計画の目的	10
第2章 計画の位置づけ	11
1. 計画の位置づけ	11
2. 計画の構成	12
3. 計画の期間	12
第3章 学校施設整備の基本的な考え方	13
1. 学校教育に求められる目標	13
2. 具体的な取組の方向性	14
第4章 現状と課題	15
1. 日野市立学校の現状について	15
(1) 学校施設の老朽化・劣化の進行	15
(2) 学校規模の将来の在り方	17
(3) 新たな学校教育に関する取り組み	20
(4) 地域における学校施設の立地状況	21
2. 日野市立学校の課題について	23
(1) 学校施設の老朽化・劣化及びバリアフリー化の対応	23
(2) 学校施設の適正規模・配置の検討	23
(3) 社会教育施設との複合化等による教育活動の充実と施設面積縮減の両立 ..	23
(4) 新たな学校教育への対応	24
(5) 教職員の働きやすさの向上	24
(6) 地域における学校施設としての対応	24
第5章 整備コンセプト	25
第6章 学校施設・社会教育施設のあるべき姿	26
1. 教育環境に関するあるべき姿	26
(1) 新しい学習形態に対応した学習環境の実現	26
(2) 学校教育を深化・充実するための特別教室の整備	26
(3) 児童・生徒の特性を踏まえた多様な環境	26

2. 施設整備に関するあるべき姿	27
(1) これからの時代の学校に必要な機能・諸室の標準化	27
(3) 大小様々な規模の「集い」に対応した環境の整備	27
(4) 複合化・共有化を見込んだバリアフリー化の対応	27
(5) 快適性向上と環境負荷軽減を両立した設備の導入	27
3. 組織環境に関するあるべき姿	28
(1) 教職員の働きやすさの向上と地域連携を推進する管理機能の整備	28
4. 生活環境・地域環境に関するあるべき姿	28
(1) 学校と地域をつなぐ、現実的かつ効果的な複合化・共用化の推進	28
(2) 避難所としての学校施設の整備	29
第7章 整備方針	30
1. 教育環境に関する整備方針	30
(1) 教室空間のあり方	30
(2) 特別教室のあり方	31
(3) ICT 環境の充実	32
2. 施設整備に関する整備方針	32
(1) 必要な機能・諸室の標準化	32
(2) バリアフリー化の対応	33
(3) 環境負荷低減に向けた対応	33
3. 組織環境に関する整備方針	33
(1) 管理諸室のあり方	33
4. 生活環境・地域環境に関する整備方針	34
(1) 地域の避難所となる施設	34
(2) 新たな地域開放のための施設環境の整備	34
(3) 複合化への対応	34
第8章 整備の進め方	35

第1章 背景と目的

1. 国の政策動向について

(1) 学校での教育活動に関する政策動向について

我が国では、令和2年度に改訂された新しい学習指導要領に基づき、予測困難な時代に一人ひとりが未来の創り手となることを重視し、多様な人々とつながりを保ちながら学ぶことのできる開かれた環境である「社会に開かれた教育課程」の実現と、「主体的・対話的で深い学び」の観点から学習過程の改善が図られています。

「主体的・対話的で深い学び」とは、質の高い学びを実現し、学習内容を深く理解し、資質・能力を身につけ、生涯にわたって能動的に学び続けることを目的とした授業改善を意味し、それらの実現に向けては、学校図書館の役割への期待とともに、日常的にICTを活用できる環境の整備が示されています。

さらに、中央教育審議会が令和3年度に答申した令和の日本型学校教育の姿において、「全ての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現」が示されています。

(2) 学校規模に関する政策動向について

平成27年に、文部科学省から「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引」が公表され、学校規模の標準を1校当たり12～18学級とする従来の考えを維持した上で、標準以下の場合における対応目安が示されています。

令和3年4月には、公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の一部を改正する法律が施行され、そこでは、一人ひとりの教育的ニーズに応じたきめ細かな指導を可能とする指導体制を整備することを目的として、小学校の学級編成の標準を40人から35人に段階的に引き下げることが定められました。

(3) 学校施設に関する政策動向について

令和4年3月に公表された報告書「新しい時代の学びを実現する学校施設の在り方について」において、令和の日本型学校教育の実現に向けて、未来思考の視点を持って新しい時代の学び舎を目指すことが目標として掲げられています。

本報告書では、目指すべき姿として、学びを幹として、生活・共創が枝としてあり、その根に安全と環境を据え、新しい時代の学び舎のイメージが示されている(下図参照)。

また、学び、生活、共創、安全、環境を柱として、教室やその周辺空間、創造的な活動のための空間の在り方、また防災拠点としての学校施設や環境性能の考え方などが多岐にわたって示されています。

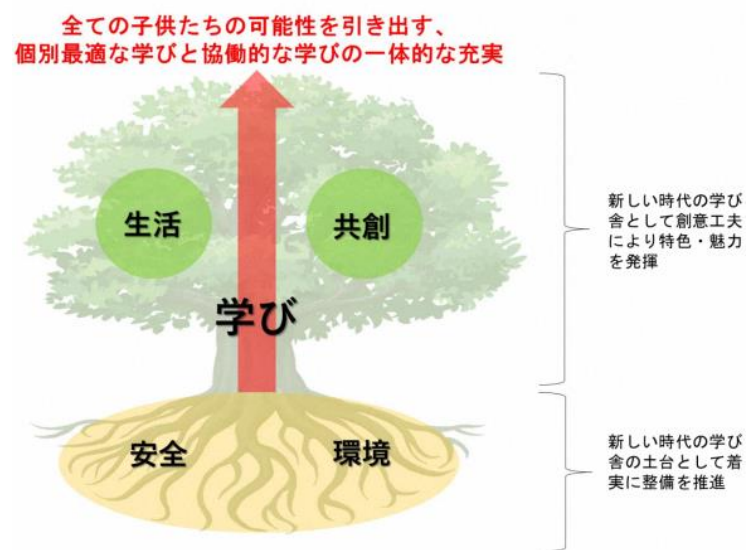


図 1 新しい時代の学び舎として目指していく姿（イメージ図）

出典：「新しい時代の学びを実現する学校施設の在り方について」

また、学校施設のバリアフリー化に関する方針も示されています。

文部科学省では、令和 2 年の「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」の改正等を踏まえ、学校施設バリアフリー化推進指針を改訂しました。

本指針において、学校施設のバリアフリー化の姿として、「公立の小中学校等について、原則全ての学校施設において、車椅子使用者用トイレ、スロープ等による段差解消、エレベーターの整備等のバリアフリー化がなされ、障害等の有無にかかわらず、誰もが支障なく学校生活を送ることができる環境が整備されていることを目指す」ことが示されています。

2. 学校を取り巻く環境変化について

(1) 日野市立学校の児童・生徒数の見通しについて

日野市では、1960年代から児童・生徒数が大幅に増加し、小学校の児童数は1980年に15,570人、中学校の生徒数は1986年に7,616人まで増加しました。

その後、児童・生徒数は減少に転じたものの、児童数は2000年、生徒数は2003年を底にして、再び増加に転じています。

現在の日野市の児童・生徒数（令和6年5月1日現在）は、小学校の児童数が9,309人、中学校の生徒数が4,318人となっています。

今後の児童・生徒数の推計では、2050年には児童数が7,905人（2020年比：△14.7%）、生徒数が4,231人（2020年比：2.9%）となることが見込まれていることから、児童・生徒数の変動に柔軟に対応することができる新たな学校づくりを推進する必要があります。

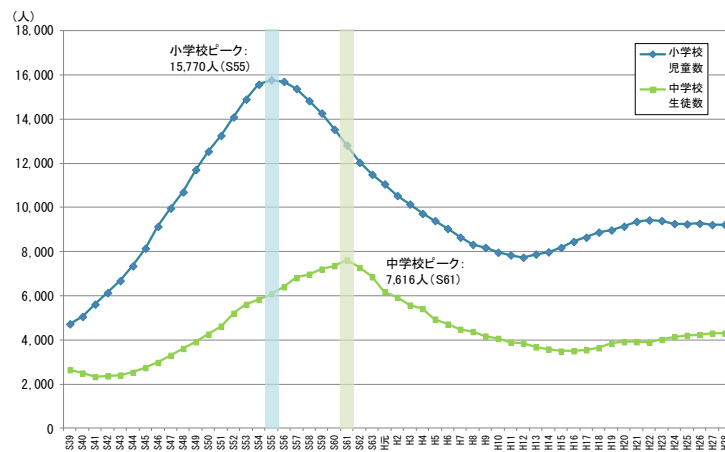


図2 日野市の児童・生徒数の推移

出典：日野市資料

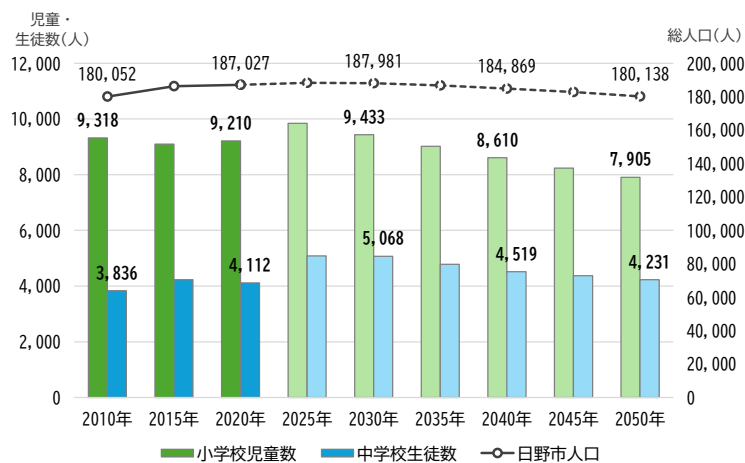


図3 日野市の児童・生徒数の将来推計

出典：日野市

(参考：児童・生徒数の推計方法について)

①学区別人口の推計

○人口推計は、令和 2 年 1 月 1 日の住民基本台帳の人口を起点として 5 年間隔のコーホート要因法を採用しています。本推計方法では、小集団で算出すると統計上の誤差が大きくなるため、その補正として以下のパラメーター（移動率、生残率、子ども女性比、0～4 歳男女比）を設定しています。

パラメーター	設定
移動率	・各学区における過去 4 年間の人口増減に基づき 5 年間での移動率を算出し、同移動率を令和 2 年～令和 7 年の期間の移動率とした。 ・その後の移動率は、国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（平成 30（2018）年推計）」において日野市の推計に用いられている移動率の変化率に従い、令和 2 年～令和 7 年の期間の移動率を変動させた。
生残率	・「日本の地域別将来推計人口（平成 30（2018）年推計）」において日野市の人口推計に用いられている生残率とする。
子ども女性比	・各学区における過去 4 年間の子ども女性比の平均を算出し、その子ども女性比が令和 32 年まで維持されることと仮定した。
0～4歳男女比	・「日本の地域別将来推計人口（平成 30（2018）年推計）」において日野市の人口推計に用いられている 0～4 歳男女比とした。

○移動率と子ども女性比を学区毎の近年の数値に基づいて設定することで、学区毎の状況を推計結果に反映しています。

○一方、過去の社会増減及び自然増だけを参照すると過去のトレンドが継続する推計になってしまうため、移動率については社会保障・人口問題研究所による移動率の設定に従い、移動率を増減させることで中期的な変動を加味しています。

※大字新井・大字石井は令和 3 年 7 月に地番整理が行われている。それら地域を含む日野第四小学校、潤徳小学校、日野第八小学校、日野第一中学校、三沢中学校は、平成 30 年～令和 3 年までの移動率・子ども女性比とした。また、日野第一中学校区に含まれる日野第一小学校も整合を取るため同様の期間の移動率・子ども女性比とした。

※豊田小学校区では近年転入が多いが、区画整理事業の終了とともに低減すると考えられるため、学区での移動率は令和 12 年まで採用し、その後は社会保障・人口問題研究所の移動率を用いた。

※令和 5 年に大規模マンションが建設される日野第五小学校区、日野第二中学校区では、当該マンションへの転入を見込んだ。

②児童・生徒数の推計

○前述の人口推計を用い、小・中学校の学区ごとに令和 32 年までの小学生相当の年齢の人口（以下、「小学生人口」、中学生相当の年齢の人口（以下、「中学生人口」）を算出しています。

○算出方法は、小学生人口を各学区の 6～11 歳、中学生人口を 12～14 歳の人口と定義し、各学区の 5～9 歳人口、10～14 歳人口を、令和元年～令和 4 年の各年人口比率の平均に基づき按分した上で、該当する年齢別人口を足し合わせています。

(2) 日野市立学校施設の老朽化・バリアフリー対応について

日野市では、高度経済成長期における児童・生徒数の大幅な増加に対応するために、1960 年から 1970 年代に建築した小・中学校の老朽化が課題となっています。日野市の学校校舎の築年数の平均は 43.3 年（2024 年時点）であり、旧耐震基準（1981 年以前）で建築された校舎が 61 棟（69%）となり、多い状況です。

そのため、日野市では平成 29 年度に「学校施設の長寿命化及び改築等の整備に係る中長期整備計画」を策定し、学校施設の状態に依拠して各学校の整備方針や整備スケジュールを示し、学校施設の長寿命化に取り組んでいます。

一方で、近年は、新しい時代の教育内容の変化に対応した多様な学習形態に適した空間デザインの導入、地域から期待される公共施設としての機能や役割など、学びの変化を受け止める環境整備の必要性・重要性の高まりを受けて、日野市の児童・生徒により良い教育環境を整備するためには、長期的な視点から建て替えや改修する学校施設の優先順位を検討し、計画的に更新していく必要があります。

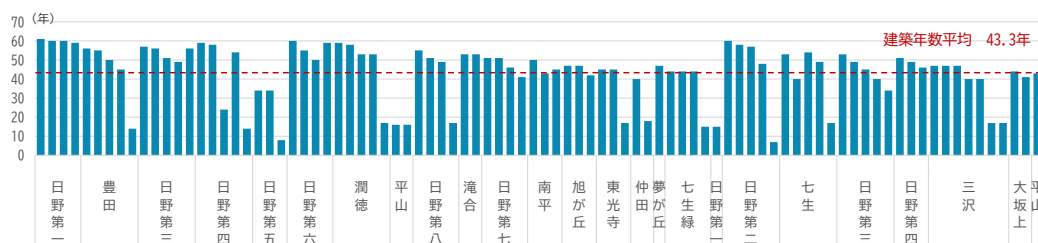


図 4 各学校校舎の築年数（2024 年時点）

出典：日野市

また、学校施設のバリアフリー化が図られている学校も少ない状況にあることから、多様な子どもを受け入れる学習環境の整備の観点からも、バリアフリー化の促進が重要となっています。

表 1 バリアフリーの対応状況

項目		対応状況		
		小学校	中学校	全体
アクセシビリティ	車いす専用駐車場の設置	29.4%	37.5%	32.0%
	エレベーターの設置	47.1%	50.0%	48.0%
	アクセス可能な領域（教室棟）	47.1%	37.5%	44.0%
	バリアフリーにアクセスできる範囲（教室棟）	29.4%	25.0%	28.0%
	校門から昇降口への点字ブロックの有無	17.6%	37.5%	24.0%
トイレ	バリアフリースイートの設置	5.9%	25.0%	12.0%
	車いす用トイレの設置	100.0%	100.0%	100.0%
	オスメイト対応トイレの設置	64.7%	62.5%	64.0%
	ベビーチェア、ベビーベッドの設置	5.9%	25.0%	12.0%
体育館	バリアフリー経路の確保	41.2%	0.0%	28.0%
	バリアフリースイートの設置	5.9%	0.0%	4.0%

出典：日野市

(3) 公共施設マネジメントに関する取り組みについて

日野市では、厳しい財政状況が続く中で、今後、人口減少などにより公共施設等の利用需要が変化していくことが予想されることを踏まえ、公共施設等の全体の状況を把握し、長期的な視点をもって、更新・統廃合・長寿命化などを計画的に行うことを目的とした計画である「公共施設等総合管理計画」を策定し、公共施設等の総合的なマネジメントに取り組んでいます。

本計画では、現在の財政状況や今後の推計、将来の公共施設の更新費用などを考慮し、公共施設の床面積を約 16%縮減することが適正な管理であるという試算が出ています。また、学校教育施設（小学校・中学校・幼稚園・教育センター）の管理に関しては、児童・生徒の増減や地域ごとの特性・ニーズなどに対応するため、公立幼稚園の適正配置、学校施設の他の公共施設との複合化や適正規模、適正配置等、適宜（一定期間ごと）計画の見直し検証を行うことが示されています。

上記の通り、学校施設においても、将来の財政状況を踏まえた施設の縮減などの促進が求められています。

■公共施設の総量縮減の目標値

縮減率：約 16%、縮減面積：約 5.6 万㎡、縮減コスト：約 8.7 億円/年
--

3. 計画の目的

「日野市新たな学校づくり・社会教育施設づくり推進計画（以下、推進計画）」は、児童生徒数の減少や学校施設の老朽化が進む中、将来を担う子どもたちに充実した教育環境を整えるため、本市における学校施設の適正規模・適正配置や学校施設整備の基本的な考え方を示した計画を策定し、将来の子どもたちが夢や志をもち、未来を切り拓くために必要な資質・能力を育むことができる学校施設の環境づくりを推進することを目的とします。

推進計画の策定にあたり、老朽化やバリアフリー化、公共施設マネジメントなどによる施設更新が求められる現状を、よりよい学校施設をつくるチャンスと捉えます。

これを機として、現在の学校施設で活動する子どもや教員の課題感を大切にしながら、同時に学習指導要領などで求められる新しい時代の学習活動の実現を目指し、未来思考で学校施設の在り方を構想します。

また、構想を具現化するためにも、設計にあたってのモデルを示し、今後学校施設の設計・施工を担う事業者が異なっても、同質の学習空間を実現できるようにします。

さらに、社会教育、地域コミュニティ形成、防災などの観点から地域が求める公共施設としての機能や役割も付与した在り方も整理します。

第2章 計画の位置づけ

1. 計画の位置づけ

推進計画は、「第4次日野市学校教育基本構想」の教育理念である「すべての“いのち”がよろこびあふれる今と未来をつくっていく力」を育てるために必要な学校施設の整備を基本的視点に捉え、教育理念の実現に向けてみんなで共有したい具体的な姿である「子供と大人の10+の姿」や3つの基本方針、各関係者がチームで取り組む具体的な活動である「8+プロジェクト」について、学校施設の整備の観点から、具体化するための実行計画と位置づけます。

推進計画は、「日野市公共施設等総合管理計画（改訂版）」で示されている「施設類型ごとの管理に関する基本的な方針」の学校教育施設に関する具体的な考え方として策定します。

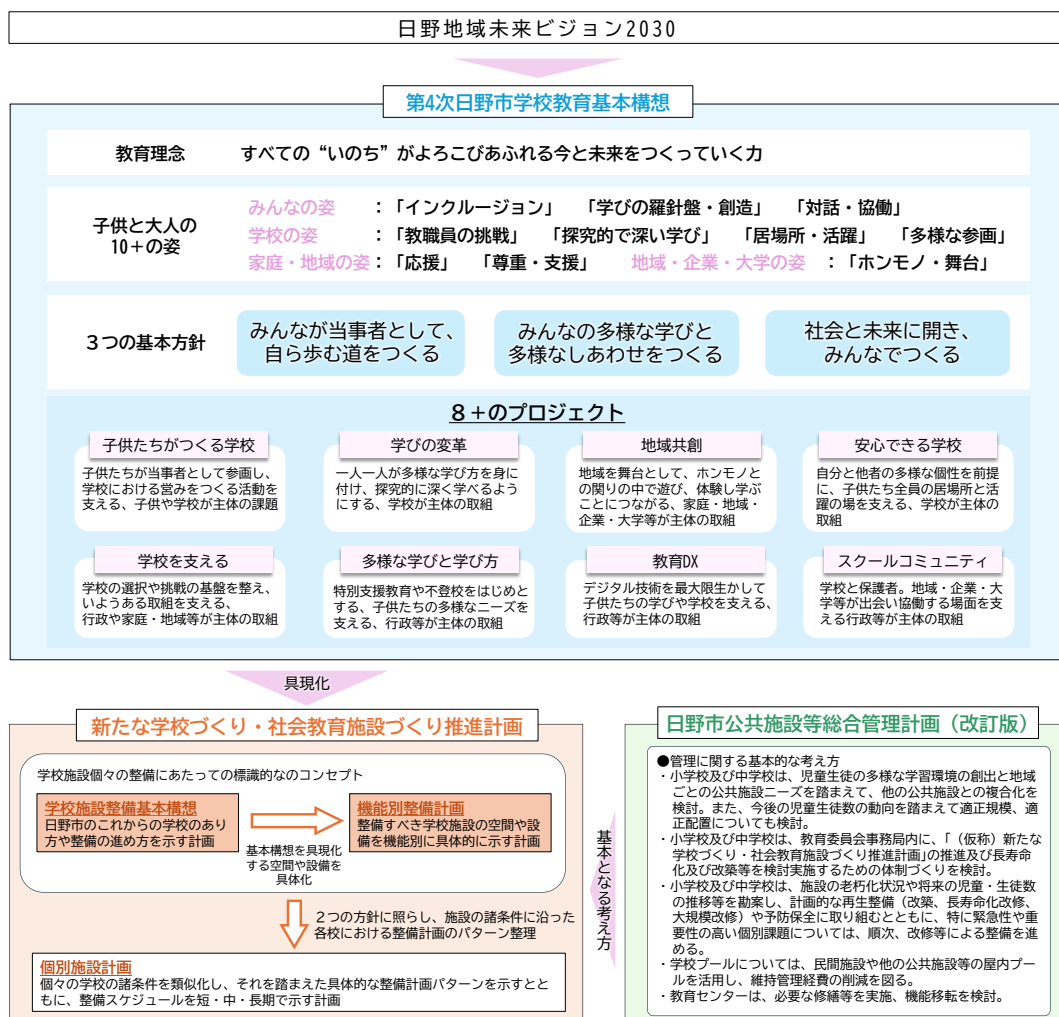


図 5 推進計画の位置づけ

2. 計画の構成

推進計画は、主に以下の３つの計画で構成しています。

- ① 日野市のこれからの学校のあり方や整備の進め方を示す計画である「学校施設整備基本構想」
- ② 整備すべき学校施設の空間や設備を機能別に具体的に示す計画である「機能別整備計画」
- ③ 個々の学校の諸条件を類似化し、それを踏まえた具体的な整備計画パターンを示すとともに、整備スケジュールを短・中・長期で示す計画である「個別施設計画」

3. 計画の期間

※庁内関係部門と協議調整予定

第3章 学校施設整備の基本的な考え方

1. 学校教育に求められる目標

近年、我が国の急速な少子高齢化の進展、社会・経済のグローバル化や ICT などの高度情報化社会の進展など、大きく変動する時代を迎えています。このような時代において、社会の変化に適切に対応し、一人ひとりかけがえのない子供たちの今と未来をみんなでつくっていくことが強く求められています。

すべての“いのち”がよろこびあふれる今と未来に向けて、みんなが当事者としてプロジェクトの種をまき、対話を通じて共に育てることで、それぞれの学校で、子供たち自らが成長していくことが大切です。

そこで、日野市では、一人ひとりの Well-being、持続可能性、共生社会の実現が、日野の学校教育における大切な役割であると考え、日野市の教育理念を「第4次日野市学校教育基本構想」の中で、次のように定め、日々取り組んでいます。

【教育理念】

すべての“いのち”がよろこびあふれる今と未来をつくっていく力

【子供と大人の 10+ の姿と 3 つの基本方針】



※子供と大人の 10+ の姿：子供・学校・家庭・地域からの声を凝縮した、教育理念の実現に向けてみんなで共有したい具体的な姿

図 6 子供と大人の 10+ の姿、3 つの基本方針

出典：第4次日野市学校教育基本構想

2. 具体的な取組の方向性

上述の学校教育に求められる目標を推進するために、日野市では「8+のプロジェクト」を掲げています。

「プロジェクト」とは、「すべての“いのち”がよろこびあふれる今と未来をつくっていく力」を自ら育んでいくという教育理念及び子供と大人の10+の姿、3つの基本方針を踏まえ、関係者が自分たちで目標を定め、チームで取り組む具体的な活動のことであり、具体的な内容は、以下のとおりです。

推進計画では、これらの学校教育に求められる目標及び具体的な活動（取組の方向性）を踏まえ、学校施設の整備の観点から、具体化するための学校施設整備の方向性を示します。



図 7 8+のプロジェクト

出典：第4次日野市学校教育基本構想

第4章 現状と課題

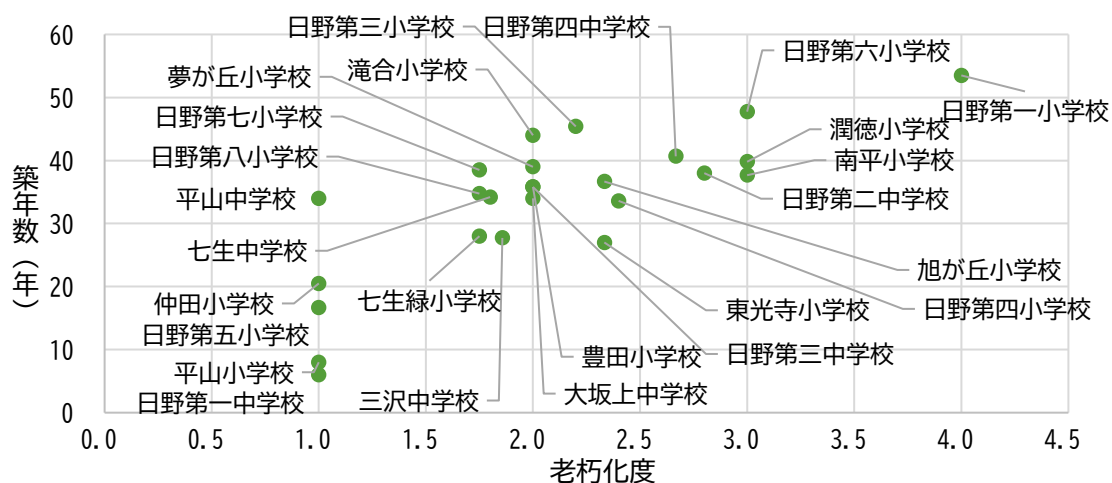
1. 日野市立学校の現状について

(1) 学校施設の老朽化・劣化の進行

① 老朽化状況

小学校では、昭和 38～40 年にかけて校舎が建築され、その後改築や大規模改修を行っていない日野第一小学校が特に老朽化状況が進んでいると言えます。また、南平小学校もすべての校舎が大規模改修を行っておらず、潤徳小学校も平成 19 年に建築された校舎以外は同様の状況となっています。

中学校では、日野第二中学校は大規模改修を行っているものの、校舎の築年数が 50 年以上たっており、老朽化状況が進んでいると言えます。



(※) 老朽化度の算定方法

下記の評価基準をもとに校舎単位でランク付けを行い、A評価を 1 点、B評価を 2 点、C評価を 3 点、D評価を 4 点として、各学校の校舎の平均点を老朽化度として設定しています。

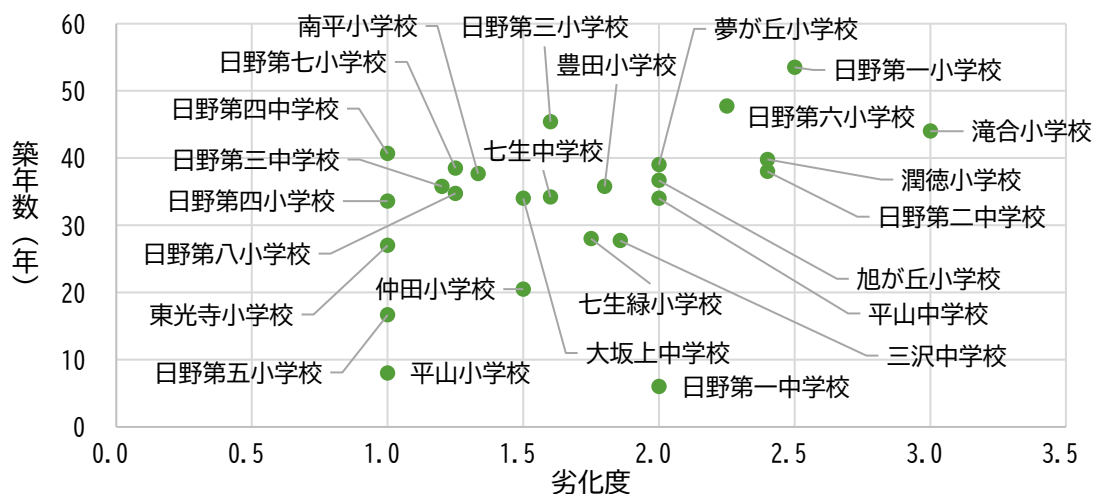
- ・ A評価：新耐震基準の施設
- ・ B評価：築後 35～50 年が経過し、大規模改修を行っている施設
- ・ C評価：築後 35～50 年が経過し、大規模改修を行っていない施設
- ・ D評価：築後 50 年以上が経過している施設

図 8 各学校の老朽化状況

出典：日野市

② 劣化状況

小学校、中学校ともに築年数が古い学校について、劣化状況が進んでいると言えます。一方で、築年数が古い日野第三小学校では劣化状況は進んでいないことから、当学校で大半の校舎で実施した大規模改修による効果があったと言えます。



(※) 劣化度の算定方法

校舎の各部位の劣化状況を目視にて評価し、各部位の重要度を係数として乗じた数値をもって順位付けを行い、3つのランクに分類しています。下記の評価基準をもとに校舎単位でランク付けを行い、A評価を1点、B評価を2点、C評価を3点として、各学校の校舎の平均点を老朽化度として設定しています。

- ・ A評価：劣化状況評価×重要度係数の上位 20%
- ・ B評価：劣化状況評価×重要度係数の上位 50%以上
- ・ C評価：劣化状況評価×重要度係数の上位 50%未満

図 9 各学校の劣化状況

出典：日野市

(2) 学校規模の将来の在り方

① 各小学校の通学時間・高低差

日野市立小学校の最大通学時間と通学路における最大延べ高低差について、通学時間が30分以上かかる通学路が存在する学校は、日野第一小学校、日野第八小学校、夢が丘小学校となっています。

また、最大延べ高低差で上位となる学校は、日野第五小学校、平山小学校、南平小学校、夢が丘小学校、七生緑小学校となっています。

このうち通学時間も長く、最大延べ高低差も大きな学校は、夢が丘小学校と七生緑小学校であり、児童にかかる負担が他校に比べて大きい状況となっています。

表 2 各小学校の最大通学時間及び最大延べ高低差

学校名	最大 通学時間	最大 延べ高低差
日野第一小学校	31	7
豊田小学校	21	15
日野第三小学校	27	27
日野第四小学校	20	5
日野第五小学校	28	28
日野第六小学校	21	18
潤徳小学校	23	27
平山小学校	19	56
日野第八小学校	32	9
滝合小学校	27	18
日野第七小学校	21	12
南平小学校	24	63
旭が丘小学校	23	15
東光寺小学校	19	6
仲田小学校	15	6
夢が丘小学校	35	78
七生緑小学校	29	61

出典：日野市

② 通常学級数の将来見通し

日野市では、将来に必要とされる学校規模を把握するために、日野市立学校の児童・生徒数の見通し（第1章参照）をもとに、2050年度までの期間における各学校の通常学級数の推計を行いました。

その結果、大半の小・中学校で、2050年度までに、現状よりも学級数が減少する見通しとなっています。

小学校では、2050年度時点で大規模校（25学級以上）に該当する学校は豊田小学校のみとなる見通しです。また、日野第三小学校、旭が丘小学校、夢が丘小学校、七生緑小学校は小規模校（11学級以下）に該当する見通しです。

中学校では、大規模校に該当する学校は存在せず、小規模校に該当する学校は日野第三中学校、日野第四中学校、三沢中学校、平山中学校となる見通しです。

表3 各学校の通常学級数の将来推計

学校名	通常学級数 (2050年度)	学級数増減 (対2022年度)	2050年度 平均児童数(人)
日野第一小学校	12	-2	34.0
豊田小学校	32	+8	32.7
日野第三小学校	9	-3	23.3
日野第四小学校	18	-2	27.4
日野第五小学校	18	-7	33.8
日野第六小学校	12	-12	31.3
潤徳小学校	24	+2	27.6
平山小学校	18	-2	26.6
日野第八小学校	12	-7	29.7
滝合小学校	12	-2	22.1
日野第七小学校	18	-1	24.0
南平小学校	17	-1	25.4
旭が丘小学校	8	-9	25.4
東光寺小学校	12	0	24.8
仲田小学校	18	+3	26.0
夢が丘小学校	6	-6	30.6
七生緑小学校	8	-4	26.0
日野第一中学校	18	0	33.9
日野第二中学校	18	+3	36.9
七生中学校	12	0	38.8
日野第三中学校	6	-3	30.2
日野第四中学校	12	-6	35.7
三沢中学校	12	-7	34.4
大坂上中学校	15	-1	32.3
平山中学校	9	-1	28.1

出典：日野市

(参考：通常学級数の推計方法について)

①各小学校・中学校の1年生の推計

○1年生の人数は下記の方法により推計しています。

■小学校

期間	算出方法
令和4年度まで	・実際の通常学級に基づく。
令和4年度～令和10年度	・令和3年度の0～6歳の各年齢の人口が一定で推移するものと仮定する。(例：令和3年度の0歳児が、そのまま人数の変化なく令和10年の6歳児になる。)
	・通常学級に通う児童数は、6歳人口と通常学級に通う人口の比率(実績)に従う。つまり、令和元年度～令和4年度における同比率の平均値を学区ごとに算出し、各年度の6歳人口にその数値を掛けることで当該学区の1年生児童数を算出する。
令和10年度～令和32年度	・第5章で行った学区別推計のうち5～9歳人口を用いる。つまり、5～9歳人口の推計結果に基づき、令和元年～令和4年の年齢別人口比率の平均値に従って6歳人口を算出する。
	・6歳人口から1年生児童数を算出する方法は令和4年度～令和10年度と同様。

■中学校

期間	算出方法
令和4年度まで	・実際の通常学級に基づく。
令和4年度～令和16年度	・令和3年度の0～6歳の各年齢の人口が一定で推移するものと仮定する。
	・その他条件は小学校の令和4年度～令和10年度と同様。
令和10年度～令和32年度	・第5章で行った学区別推計のうち10～14歳人口を用いる。
	・その他条件は小学校の令和10年度～令和32年度と同様。

②各小学校・中学校の2～6年生の推計

○小学校・中学校ともに進級時に転校などによる人口増減が生じないものと仮定し、入学後は最高学年まで一定で推移するものとして設定しています。

③各小学校・中学校の通常学級数の推計

○上記をもとに、推計期間における各年度の児童・生徒数を学年ごとに算出した上で、小学校は1学級35人、中学校は1学級40人という基準に基づき、学級数を算出しています。

(3) 新たな学校教育に関する取り組み

日野市では、文部科学省が示している新しい学校施設の在り方に基づいたが学校施設の環境づくりに取り組んでいます。

市立学校では、平山小学校は平成 20 年 4 月に改築された小学校であり、オープンな教室が多目的スペースに接するかたちで配置されています。また、豊田小学校に新たに建設された校舎は、新 JIS 規格の机に対応した広さがあり、現在求められる情報系設備を備えています。

多目的スペースの観点では、日野第一中学校は廊下を広く取っており、回遊性を持たせています。また、夢が丘小学校では、広い廊下を活用したりノベーションを行うほか、オープンな学校図書館を備えています。

バリアフリー対応の観点では、七生緑小学校は敷地が傾斜地でありながらも、スロープやエレベーター、階段昇降機などの設置により、ほとんどのエリアにアクセスが可能となっており、丘陵地に立地する学校におけるモデルになっています。



図 10 学年別多目的スペースの設置（平山小学校）

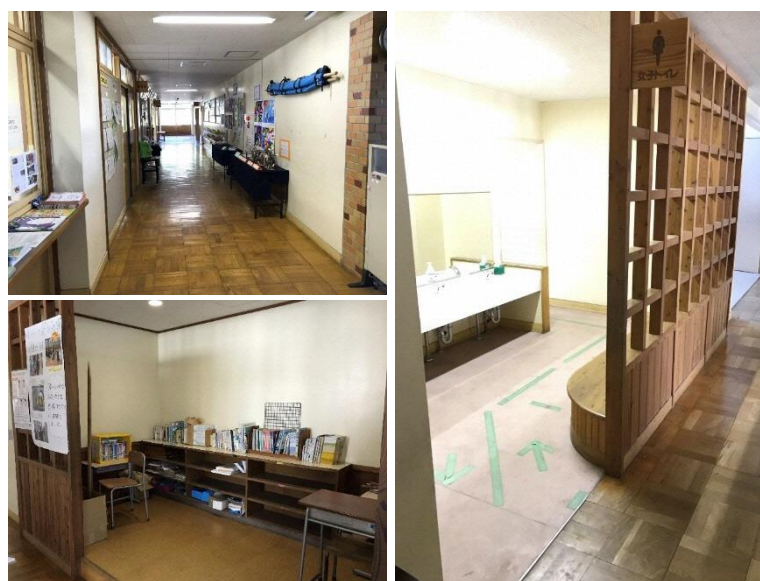


図 11 新たな学校教育に対応したリノベーション（夢が丘小学校）

(4) 地域における学校施設の立地状況

① 各学区内の社会教育施設の立地

図書館と公民館は、用途地域では工業専用地域以外では建築制限がないため、将来的に、学校の改築等に合わせて、社会教育施設との複合化を検討することも考えられます。

現在の日野市立学校の各学区内における社会教育施設（図書館・公民館）の立地状況は下記の通りとなっています。

図書館については、全 25 校のうち 12 校の校区内に立地しています。同様に、公民館については、5 校の校区内に立地しています。

表 4 各学校の最大通学時間及び最大延べ高低差

学校名	図書館	公民館
日野第一小学校	○	○
豊田小学校	○	
日野第三小学校		
日野第四小学校		
日野第五小学校	○	
日野第六小学校		
潤徳小学校	○	
平山小学校	○	
日野第八小学校	○	
滝合小学校		
日野第七小学校		
南平小学校		
旭が丘小学校		
東光寺小学校		
仲田小学校	○	○
夢が丘小学校		○
七生緑小学校		
日野第一中学校	○	○
日野第二中学校	○	
七生中学校		
日野第三中学校	○	○
日野第四中学校		
三沢中学校	○	
大坂上中学校		
平山中学校	○	

出典：日野市

② 災害リスクの状況

日野市は、多摩川・浅川周辺を中心に、概ね3.0km未満の範囲内に洪水浸水想定区域が広がっています。また、土砂災害危険箇所は、市内南側で広く指定されているほか、日野駅の北西から南東にかけた地域で指定されています。

日野市立学校のうち浸水リスクのある学校は、日野第四小学校、潤徳小学校、滝合小学校、南平小学校、仲田小学校、日野第一中学校、七生中学校、平山中学校となっています。

同様に、土砂災害のリスクのある学校は、日野第三小学校、東光寺小学校、夢が丘小学校、七生緑小学校、日野第三中学校となっています。

尚、小・中学校はいずれも指定緊急避難所及び指定避難所に指定されていますが、浸水リスクのある学校については、洪水時の指定緊急避難場所・指定避難所から除外されています。

表 5 各学校の災害リスクなど

学校名	浸水リスク	土砂災害リスク	指定緊急避難所及び 指定避難所の 指定状況※
日野第一小学校	無	無	○
豊田小学校	無	無	○
日野第三小学校	無	有	○
日野第四小学校	有	無	△
日野第五小学校	無	無	○
日野第六小学校	無	無	○
潤徳小学校	有	無	△
平山小学校	無	無	○
日野第八小学校	無	無	○
滝合小学校	有	無	△
日野第七小学校	無	無	○
南平小学校	有	無	△
旭が丘小学校	無	無	○
東光寺小学校	無	有	○
仲田小学校	有	無	△
夢が丘小学校	無	有	○
七生緑小学校	無	有	○
日野第一中学校	有	無	△
日野第二中学校	無	無	○
七生中学校	有	無	△
日野第三中学校	無	有	○
日野第四中学校	無	無	○
三沢中学校	無	無	○
大坂上中学校	無	無	○
平山中学校	有	無	△

※△は洪水時の指定緊急避難場所に指定されていないことを示します。

出典：日野市

2. 日野市立学校の課題について

(1) 学校施設の老朽化・劣化及びバリアフリー化の対応

日野市立学校では老朽化・劣化が進行していますが、特に、日野第一小学校、日野第六小学校、潤徳小学校、滝合小学校、日野第二中学校において、相対的に課題があると言えます。

また、バリアフリー化を推進することで、車いす使用者や肢体不自由の子供など、多様な児童・生徒の受け入れも柔軟に対応できるようになります。

各学校の老朽化・劣化状況を踏まえながら、既存校舎の改修だけでなく改築も含めた柔軟な学校施設整備の在り方を検討していくことが求められます。

さらに、社会教育施設等との複合化を見据えながら、高齢者や障害者の来校を前提とした誰もが利用しやすい公共施設や避難所としての、適切なバリアフリー化も求められます。

(2) 学校施設の適正規模・配置の検討

小学校においては、通学路の高低差が大きな丘陵地において課題があると言えます。特に夢が丘小学校、七生緑小学校は高低差とともに通学時間の長さも顕著となっています。

また、将来の通常学級数をみると、多くの学校において将来的に学級数が減少することが予想されます。特に、学区人口の減少することが想定される京王線沿線等の学区においては小規模校が生じる見通しとなっています。これら学校については、小規模校の課題に対して取り組むほか、適正規模・適正配置を検討することも必要と言えます。

引き続き、推計手法の精緻化を図りながら学区ごとの人口推計を行い、人口減少が見込まれる学区については、適正規模を検討する必要があります。

また、このように現状の学区を前提とした学校規模の適正化を図る一方、学区再編を検討する可能性もあります。

その際には、適正配置・適正規模の基準を検討し、その基準に照らした検討を進めることで、誰もが理解し、納得しやすいプロセスを経る必要があります。

(3) 社会教育施設との複合化等による教育活動の充実と施設面積縮減の両立

日野市全体での公共施設管理の観点では、市内の公共施設保有量を将来的には約16%縮減することを目的に掲げています。

地域に配置されている公共施設の様々な機能を、地域全体の中で効率的な再配置を検討する必要があります。将来的には、学校施設の適正規模・適正配置に伴う学区再編や公共施設の複合化等を検討しつつ、一定の床面積の減少の実現と、これからの学び・育ちに応えられる学校施設の整備が求められています。

(4) 新たな学校教育への対応

日野市立学校においては、先導的に取り組んでいる平山小学校や豊田小学校が新たな学校教育に関するモデル校の一例になると考えられます。

新たな学校教育を実現するためには、児童・生徒の学びや育ちにとって適した学校施設の整備が必要不可欠です。

安全性やバリアフリー対応、学校規模の適正化を学校施設の更新の好機と捉え、GIGA スクールや協働的学び・個別最適な学びの場となる教室空間を検討と整備が求められます。

また、特別支援教室（ステップ教室）や特別支援学級の空間については、既存教室からの転用とは異なる、最適化を目指した教室空間のあり方も、通常学級以上に検討を要すると考えられます。

さらに、読書センターにとどまらないこれからの時代にふさわしい学校図書館や子供のニーズに対応した保健室のあり方、特別教室の設備など、多様な学びの実現や子供の居場所や快適性を確保するための検討が必要であると考えられます。

(5) 教職員の働きやすさの向上

教職員の働く場としての学校施設という観点での検討についても、児童・生徒の学びや育ちを支える活動の向上に資すると考えられます。

教職員のワークスペースとなる職員室については、教職員や様々な専門職の方が協働しやすいような空間を確保する必要があります。また、教職員のワークライフバランスの確保の支援や教職員同士のコミュニケーションの醸成など、教職員の働きやすさの向上に関する空間づくりの検討が必要であると考えられます。

(6) 地域における学校施設としての対応

今後、地域における少子高齢化が進行する中、学校施設のマネジメントの観点からも、地域の公共施設として、多世代が地域で共存することを前提とした学校づくりが必要であると考えられます。

地域の子供の放課後の居場所や地域住民の活動の場など、より多くの人に学校が使われるような取り組みを検討する必要があります。

また、避難所としての機能や設備の確保をとともに、持続的な避難所機能の確保などの観点からも、地域との連携が重要です。土砂災害ならびに浸水被害のリスクのある学校については、配置計画などでリスクを低減することを検討するとともに、必要に応じて、リスクを回避するべく移転を検討することも考えられます。

第5章 整備コンセプト

日野市立学校施設・社会教育施設における現状や課題を踏まえ、新たな学校施設の整備で実現したいこと・重視したいこと（基本理念）について示します。

整備コンセプトは、推進計画策定段階における、検討委員会での「2つの柱と10の論点」による意見交換や市民ワークショップなどで集約した児童・生徒、市民や関係者などのご意見を踏まえて、以下の通り整理しました。

（教育環境に関する基本理念）

- 案① 児童・生徒の快適性や居心地に配慮し、多様な学びを実現する可変性のある学校づくり
- 案② 学習や教育の変化に対応し、子どもたちが主体的・対話的な学びができる学校づくり

（施設整備に関する基本理念）

- 案① 児童・生徒が自由に活動でき、明るく、安全で使いやすく、誰にでもやさしい学校づくり
- 案② 児童・生徒の多様なニーズに応え、子どもたち全員の居場所と活躍の場となる学校づくり

（組織環境に関する基本理念）

- 案① 教職員の働きやすさを向上させ、地域とともに、未来の担い手を育てる学校づくり

（地域環境に関する基本理念）

- 案① 学校と地域をつなぐ協働・防災機能と地域コミュニティを創出し、地域のつながりを育てる環境にやさしい学校づくり

第6章 学校施設・社会教育施設のあるべき姿

整備コンセプトを実現するために求められる施設・導入機能の基本的な考え方について示します。

1. 教育環境に関するあるべき姿

(1) 新しい学習形態に対応した学習環境の実現

近年、学習者用端末の活用やグループワークの頻度が増えたことにより、多くの教職員が教室の広さや机のサイズに課題を感じています。また、様々な教材を用いる物品の収納が十分ではなく、教室のスペースはさらに逼迫している状況です。さらに、教材のデジタル化に伴うタブレット端末や大型ディスプレイの活用など、情報環境を活用した授業の実施への対応が求められています。

一方で、我が国の学校教育においては、協働的な学びを行う上では教室のみならず、教室に面する廊下にて学習が展開されるほか、オープンスペース・多目的スペースも活用することが望まれています。

このことから、教室を中心として廊下やオープンスペース・多目的スペースなどの周辺諸室も含め、学校施設全体が学びの場であるという認識のもと、空間的に計画します。

(2) 学校教育を深化・充実するための特別教室の整備

特別教室は体験的な学習にとって重要な場所であり、時代にあわせたレイアウトや設備の充実を図り、学びやすい環境の形成のもと地域の活動拠点として、また子供の居場所としての空間確保する検討も必要です。

特に、日野市立学校においては、特別教室のうち学校図書館への期待が高く、本を読む場所にとどまらず、調べ活動やグループワークなどの多様な学習形態への対応や、子供にとって居心地の良い空間づくりなど、多様な子供のニーズに対応したあり方が求められています。

(3) 児童・生徒の特性を踏まえた多様な環境

ステップ教室の大半が既存の教室を改装しており、個別学習や体を動かす集団行動などのステップ教室固有の学習活動に適した空間となっていないことが教員から指摘されています。

特別支援教室のあり方も含め、児童・生徒に日々接している教職員の協力のもと、ステップ教室に求められる空間のあり方を検討する必要があります。また、情緒が安定しない児童・生徒が気持ちを落ち着かせるためのクールダウンスペースや、不

登校生徒が学ぶための専用スペースを確保することも必要です。

インクルーシブな学びと育ちの環境を構築するため、児童・生徒の特性に配慮した多様な学び場・居場所を計画します。

2. 施設整備に関するあるべき姿

(1) これからの時代の学校に必要な機能・諸室の標準化

小学校・中学校ともに多くの教職員がオープンスペース・多目的スペースを求めています。

現在、日野市立学校においては、算数は少人数制の授業が行われ、英語もリスニングのため特別教室が求められつつあります。また、児童・生徒が気持ちを落ち着けるクールダウンスペースや多様な登校形態に対応した保健室など、従来の学校施設では必要とされてこなかった機能も求められつつあります。

これらの現状を踏まえ、小学校・中学校それぞれにおいて必要な機能・諸室を整理し、日野市立学校において共通して設けるべき機能・諸室の一覧を作成し、施設の標準化を図ります。

(3) 大小様々な規模の「集い」に対応した環境の整備

オープンスペース・多目的スペースは、学習環境だけでなく、児童・生徒が休み時間に過ごす場所としても期待されています。さらに児童・生徒や教職員の交流、地域交流の場としての活用も求められています。

体育館においても、体育のためだけでなく、様々な集まりのために用いることができる集会機能としての活用が求められています。

教室まわりの廊下やオープンスペースだけでなく、学校施設全体において、様々な目的で児童・生徒等が集い、交流することのできる場所を整備します。

(4) 複合化・共有化を見込んだバリアフリー化の対応

学校施設はバリアフリー法によりバリアフリー対応が義務づけられたため、改築等に際してはバリアフリー化への対応が必要となっています。

その際には、地域開放や障害のある方への対応、衛生に関する設備の充実など、ユニバーサルデザインにも配慮します。

(5) 快適性向上と環境負荷軽減を両立した設備の導入

教職員から照明の暗さや空調の不備について指摘されており、心身の健康や学びの質の向上のためにも屋内環境の向上を図ります。

一方で、近年の地球環境に対する懸念を踏まえると環境に負荷の少ない設備であることも求められており、またそのような設備があることで児童・生徒の環境意識を醸成することも期待されます。さらに、環境性能の高い設備はランニングコストの適正化にもつながることが期待されており、持続可能な施設管理が期待されます。

これらを踏まえ、学校施設における省エネ・創エネを推進する設備の導入について検討し、エコスクール等の実現に向けた取り組みを推進します。

3. 組織環境に関するあるべき姿

(1) 教職員の働きやすさの向上と地域連携を推進する管理機能の整備

現状の職員室について、教職員の多くからワークプレイスとして不十分であることが指摘されています。執務スペースの広さはもとより、教員間でのコミュニケーションや休息のためのスペースの確保などが求められています。

また、職員室だけでなく、特別支援学級やステップ教室の担当教諭との連携が取りやすい配置上の工夫も求められています。

さらに地域と連携した学習活動を進める上では、地域の協力者とのコミュニケーションを図るための場所も必要となっています。その際は、児童・生徒の個人情報保存される職員室との隔離にも留意する必要があります。

このことから、教職員や地域の協力者が学びを支えるための活動を行いやすい管理諸室を整備します。

4. 生活環境・地域環境に関するあるべき姿

(1) 学校と地域をつなぐ、現実的かつ効果的な複合化・共用化の推進

児童・生徒の学びの向上やこれからの地域における学校のあり方などを踏まえると、学校と地域住民と交流できる機会をさらに増やしていくことが重要です。

地域の子供の放課後の居場所の確保や一部諸室の地域開放など、子供と地域をつなぐ学校づくりについて検討を進めます。

また、学校の立場では、児童・生徒の学びにとって意義があると捉えている場合には他施設との複合化について前向きに捉えていく必要があります。我が国において、学校施設への他施設の機能の複合化が望まれているなか、日野市立学校施設においても、地域や他世代との交流、学校教育において活かすことのできる設備や人材等のリソースへの期待など、学びの観点から複合化の可能性について検討を進めます。

一方、児童・生徒のプライバシーや安全、防犯上の懸念が示されてもいることを踏まえ、教室と複合化された施設や共用される諸室との区分に関する空間的な検

討とともに、施設管理について組織面での検討も進めます。

(2) 避難所としての学校施設の整備

小・中学校は指定避難所に指定されており、体育館は被災時には避難者の受け入れが求められています。一方で、学校の立場では、空調・電気設備・情報回線の不足、備蓄の不足、バリアフリー化の不徹底など課題が指摘されています。

このことから、学校自体の防災・減災上の工夫や災害回避も含め、避難所として備えるべき機能について検討し、地域の避難所としての学校施設の整備を進めます。

さらに、避難所運営における学校、地域、行政の役割分担についても懸念が示されていることから、学校施設の複合化・共用化と同様に組織面での検討も進めます。

第7章 整備方針

学校施設・社会教育施設のあるべき姿を実現するために、各諸室の具体的な機能や空間のあり方などの施設整備に関する基本的な方針について示します。

1. 教育環境に関する整備方針

(1) 教室空間のあり方

① 普通学級

- 協働的な学習や多様な教材を置くためのスペースを確保するなど、多様な学習活動ができるように、教室を全体的に拡張します。
- 廊下の幅を広くして、各教室に隣接して多目的に使うことのできるオープンスペースを設置し、開放的な教室空間を創出します。
- 収納スペースは広くなった廊下空間にも配置することで、教室の広さと収納容量をともに確保します。

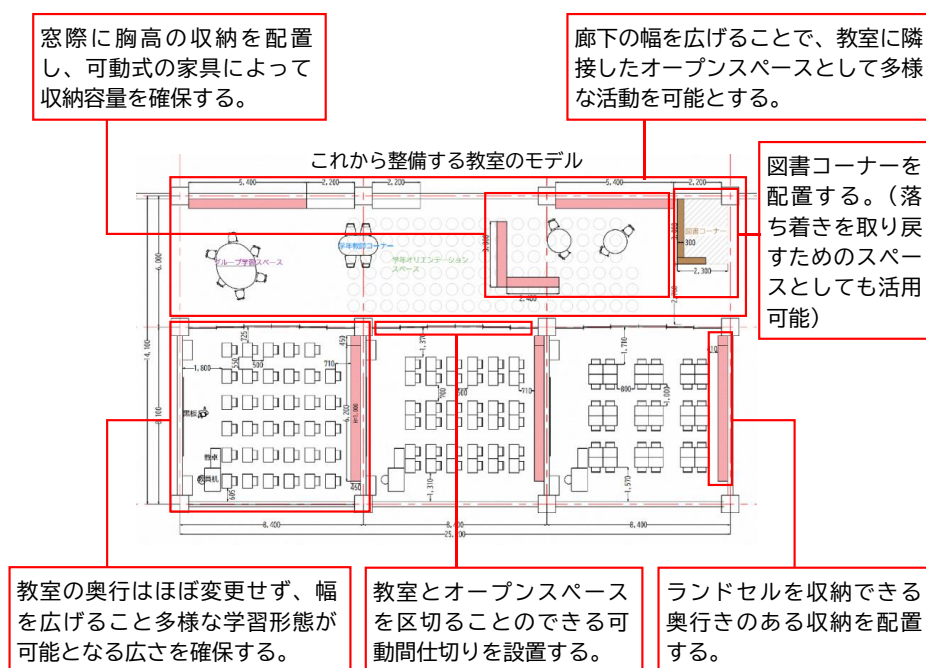


図 12 普通教室の空間モデル（一例）

② 特別支援学級

- 特別支援学級は、通常学級の児童生徒と交流動線があることを基本とします。
- 自閉症・情緒小手学級の児童生徒であっても、通常学級での教育活動や今後

の社会活動への指導などを想定し、原則動線は同一としつつも、一人一人の個の状況に応じて、出入口を別に配置することや多様な動線を利用できる配慮など柔軟に対応するものとします。

③ 特別支援教室（ステップ教室）

- ステップ教室は、一時的な個別・小集団による指導のための教室として位置づけ、個々の状況に応じて、カームダウンスペースの設置を検討します。

(2) 特別教室のあり方

- 学びの多様性や複合的な学びを受け止める学習環境として特別教室を捉え、これからの時代にふさわしい特別教室を整備します。
- 学習指導要領や学校施設整備指針も踏まえつつ、学習活動の類似性や近接性、教具等の共通性の観点から特別教室の兼用など配置を工夫します。
- 地域住民の活動の場として、地域の子供の放課後の居場所や可能な範囲での地域開放を検討します。

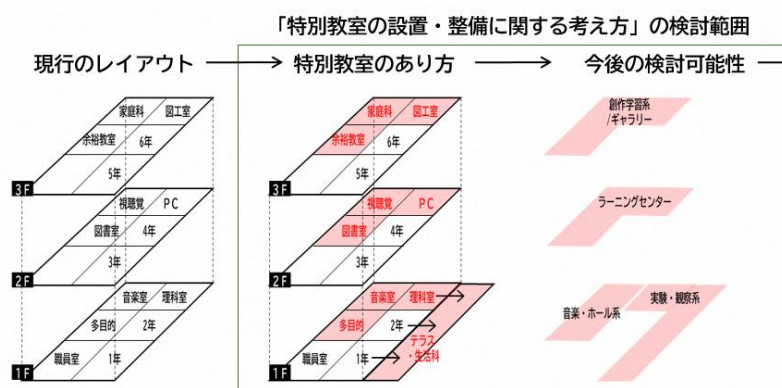


図 13 特別教室の設置・整備に関する基本的な考え方

※ラーニングセンター（学校図書室）について

- 学校図書館については、1人1台端末の時代を踏まえ、コンピュータ教室と視聴覚室の機能を統合し、読書センター機能、学習センター機能、情報センター機能を有するラーニングセンターとして整備します。
- ラーニングセンターは、学校における学びの中心となり、児童・生徒の多様な居場所となるように設計・配置します。

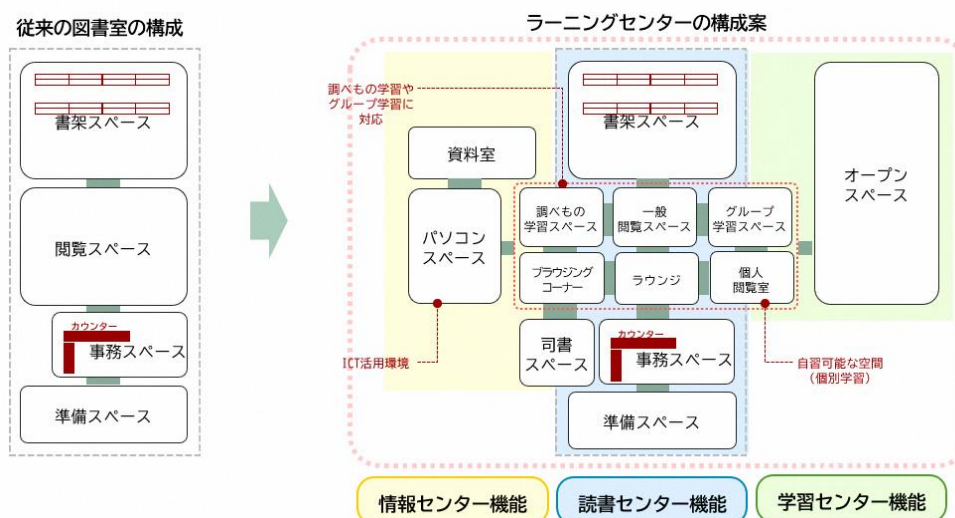


図 14 ラーニングセンターの機能構成イメージ（一例）

(3) ICT 環境の充実

- 児童・生徒の主体的な学習活動を支え、情報活用能力の育成や、校務情報化も含めた教員の働く場としての機能向上のため、ICT 環境を計画的に整備します。

2. 施設整備に関する整備方針

(1) 必要な機能・諸室の標準化

- 学校施設・社会教育施設のあるべき姿に表した内容について、学校施設の建て替えなどを行う際に具体化するために、日野市立学校の施設機能別に室数、面積、配置などの学校施設整備を進める上での標準となる「施設整備計画」を策定します。
- 将来の学級数の変動や学習内容・学習形態等の変化に柔軟に対応することができるよう、学校環境の変化に柔軟に対応できる施設計画に配慮します。
- 施設整備計画は、学校施設整備の設計において参照するとともに、社会環境の変化に対応した改訂を行うことを想定します。

(2) バリアフリー化の対応

- 改築にあたっては、平時と有事を問わず誰もが学校施設を訪れ、利用することのできるようアクセシビリティを重視します。
- アクセシビリティについては、ハード整備はもとより、ICT 技術の活用によるシステム面や人的な支援も含めて包括的に取り組みます。
- 既存校舎の改修等にあたっては、法的に義務づけられたバリアフリー対応である施設とし、車いす使用者や肢体不自由の子供など、多様な児童・生徒が安心して学べる環境を整えていきます。

(3) 環境負荷低減に向けた対応

※ワーキンググループにて検討予定

3. 組織環境に関する整備方針

(1) 管理諸室のあり方

- 管理諸室は、学習関係諸室等と移動しやすい位置に、まとまりのある空間として整備します。また、臨時講師や地域関係者などの来校者も利用できる交流スペースも確保します。
- 職員室及び保健室については、教育活動上、管理諸室の動線の中央に配置するとともに、その他管理諸室については、親和性や機能性を考慮して配置します。
- 保健室については、救急対応として、運動場や校舎の玄関・昇降口などから近く、出入りが迅速にできるよう配置します。
- 職員室については、職員個人のゆとりあるデスクスペースを確保し、教員が教材を作成するワークスペースやリフレッシュのための休憩スペース、在職する職員の職種や働き方などに対応するフリーアドレスゾーンなど、多目的な利用が可能なスペースを確保します。なお、小学校・中学校で職員室の使い方が異なることに留意して計画します。
- 保健室については、手当てゾーンと休息ゾーンをそれぞれ確保するとともに、相談室を専用スペースとして確保します。
- 体育館は、避難所としての機能を確保するために、断熱性能や音響性能にも留意して整備します。

4. 生活環境・地域環境に関する整備方針

(1) 地域の避難所となる施設

※ワーキンググループにて検討予定

- 体育館内ならびに校門から体育館のバリアフリー化を図ります。また、洪水浸水想定区域に立地する学校では体育館の嵩上げなどを改修・改築時に水害対策を検討します。
- 車いす利用者のみならず、視覚や聴覚に障害のある方をはじめとして、様々な障害分野にとってアクセシブルな環境を目指します。
- 避難生活を送るために必要となる上下水道、電気、ガス、通信等のインフラ確保や空調性能や断熱性能などの必要な居住環境の確保について、防災施策との整合を図りながら検討します。
- 保健室や家庭科室など、避難所運営時に活用可能な諸室は体育館近くに配置するなど、避難所運営の拠点となるスペースの効果的な配置を検討します。
- 体育館内には、避難所開設の際に利用できる備蓄スペースを確保します。

(2) 新たな地域開放のための施設環境の整備

※ワーキンググループにて検討予定

- 校舎内に、日常的に使用できる臨時講師や地域関係者のための屋内スペースの設置を計画します。
校庭、体育館、プール、特別教室の一部などは、施設開放を想定し、防犯対策を実施し安全性を確保した上で、地域住民が積極的に利用できるよう、様々な利用者に配慮した、快適、健康、安全で利用しやすい施設として整備します。
- 同時に、開放管理室を設置し、学校との管理区分を分離するなど、学校開放の運営と維持管理が行いやすい施設となるよう計画します。

(3) 複合化への対応

※ワーキンググループにて検討予定

- 学校施設の複合化については、更新時の物理的余裕および地域性を鑑み、学校ごとに検討を行います。検討にあたっては、質の高い学校教育の実施、という施設本来の目的を踏まえた上で、学校教育との親和性および教育効果の観点から行い、学校と管理運営を完全に分離し、学校（管理職）への負担がかからないことを前提とします。
- また、施設整備にあたっては、将来施設に余裕が発生した際に、さらなる複合化に対応できるように配慮します。

第8章 整備の進め方

※ワーキンググループにて検討予定